

令和4年第12回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年12月26日(月) 14時00分～15時15分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	松 尾 哲
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	中 村 一 也

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五 島 裕 一
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	岡 野 俊 作
文化財課長	中 村 隆 敏
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第22号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第23号 教育財産の用途廃止について

報告第11号 学校医の変更について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長 それでは、只今から、「令和4年第12回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長 日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「塩田委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長 日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長 日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長 次に、「各課室報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

(別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長 只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長 続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

議案第22号「南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 「議案 第22号南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。

提案理由といたしまして、学年始めの業務を行う上での教職員の負担軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。本改正規則の内容について示しております。

第3条第1項第1号中「同月(4月)5日」を「同月(4月)6日」に改めます。第3条第1項は、休業日について規定したものであり、第1項第1号は、その内、学年始休業日の期間について規定したものです。

本規則は、令和5年4月1日から施行するとしております。

2ページをご覧ください。新旧対照表となっております。

現行の規則(旧)では、学年始休業日を4月1日から同月5日までと規定していますが、これを改正後(新)は、4月1日から同月6日までと規定します。

この改正により、学年始休業日を1日増やし、教職員の超過勤務時間を可能な限り減らし、少しでも時間的ゆとりをもって学年始めの業務を行えるようにします。

3ページ以降は、本規則の全文を示しております。

なお、この改正については、長崎県内においても、既に佐世保市、松浦市が改正済みで、島原市、雲仙市においても、本市と同じタイミングで改正することになっております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第22号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第22号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第23号「教育財産の用途廃止について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

議案第23号「教育財産の用途廃止」についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ所管換えを行いたいため教育委員会の意見を求めるものでございます。

用途を廃止する財産は

南島原市深江町戊3987番地49

1,766㎡ 雑種地でございます。

用途を廃止する期日は

令和5年1月31日でございます。

次のページの位置図をご覧ください。

深江グラウンドから約150m離れた場所に位置し、これまで、深江グラウンドの第2駐車場として使用していた土地でございます。

合併後は駐車場としての利用がないことから、今回、用途廃止をするものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第23号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第23号」は、原案のとおり決定いたしました。

松本教育長

次に、報告第11号「学校医の変更について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第11号「学校医の変更について」をご説明させていただきます。

提案理由につきましては、学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

その内容につきましては、次のページをご覧ください。

令和4年度 南島原市小学校・中学校 学校医名簿の下から3番目の欄、網掛けをした部分になりますが、加津佐小学校の学校医を口之津病院の寺澤佳洋先生に変更したものであります。変更は令和4年12月1日からとなります。

これまで学校医を務めていただきました栗原医院の先生がお亡くなりになられたため、南高医師会からのご推薦により、寺澤先生に変更して委嘱したものであります。

以上、ご報告いたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようです。

「報告第11号」につきましては、規則に基づき教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いいたします。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、1月27日、金曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。

松本教育長

最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長 (教育委員参加予定行事等について)
学校教育課長 (新型コロナ感染症について)
(学校給食関連について)
生涯学習課長 (「20歳のつどい」、「22歳のつどい」について)
(原城マラソン大会について)
松本教育長 他にございませんか。
松尾委員 別件でよろしいでしょうか。
部活動の件ですが、地域移行については様々な支障があることから全国的な話では見直しをし、一部ではモデル地域を設定し情報を得るような話を耳にしましたが、長崎県の場合はどのような進み具合でしょうか。
学校教育課長 本県の場合は、基本的に文科省が示しているスケジュールからプラス1年で完全実施となっております。今のところ県から見直し等の話はありませんので、この予定で進めることとなっております。
松本教育長 県の方針もありますが、クリアしないといけない課題も多く、各地域の状況を見ながら、少し弾力的に取り組んでもいいのかなと思っておりますが、今後は学校教育課と生涯学習課で連携して進めて参りたいと思います。
松本教育長 他にございませんか。
松本教育長 特にないようですので、以上で第3号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長 以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時15分

会議録署名人
教育委員

記録職員